

教科書発行者による申請本を閲覧したとされる本県教育関係者に係る調査結果について

1 経緯

- 文部科学省は、三省堂が申請本を教員等へ閲覧させていた事案を受けて、義務教育諸学校用の教科書を発行する他の教科書発行者 21 社に対しても、同様の行為を行った事案がないか、自己点検・検証と報告を、1月20日までに行うよう求めていました。
その結果、同様の事案が、他の教科書発行者 11 社でも存在することが明らかになりました。
- 1月28日、文部科学省から各都道府県教育委員会に対し、上記の教科書発行者による自己点検・検証の報告結果に記されていた教育関係者の情報提供があり、本県の該当者数は12名（内1名は氏名不明。三省堂関係の該当者2名（四日市市）を除く。）でした。
そこで、同日、県教育委員会から、関係市教育委員会等に調査を依頼しました。
- なお、調査の過程で、当初から調査の必要なしとされていた者3名（氏名不明等）と、対価を伴わず申請本を閲覧していないことが判明した者1名の計4名については、文部科学省及び教科書発行者に確認のうえ、本県の該当者から除外されることとなりました。
その結果、本県の該当者数は8名となりました。

2 国への報告内容

- 本県の該当者8名について調査を行った関係市教育委員会等からの報告を取りまとめ、3月11日に文部科学省へ提出しました（別添資料参照）。
内訳は、類型①：「対価を伴わず、申請本を教員等に閲覧させて意見を聴取した事案」が6名、類型②：「申請本を教員等に閲覧させた上で意見聴取等の対価を支払った事案」が2名でした。
なお、平成27年12月に公表された三省堂関係の本県該当者2名を合わせると、教科書発行者による申請本を閲覧した本県の該当者は、計10名となります。

3 今後の対応

- 文部科学省は、3月最終週を目途に、全国での同様の事案に対する改善策を含め、教科書採択のあり方等について、通知を発出する予定です。
県教育委員会では、上記通知も踏まえながら、三重県教科用図書選定審議会（4月に任命する委員で構成）で審議を行った上で、各市町教育委員会等に、改めて文書を発出して指導助言を行ってまいります。

教科書発行者による自己点検・検証の報告結果に係る調査結果について

教科書発行者による自己点検・検証の報告結果を受けて、該当市教育委員会等に調査を行った結果の概要は次のとおりです。

三重県の調査結果の概要

類型	教育委員会等	人数	発行者	年月	学校種・教科	当時の職位 (現在の職位)	採択への影響	備考
①対価を伴わず、 意見を聴取した事案	津市	1	日本文教出版	H21.9	小・図工	小学校教頭 (退職)	無	※申請本を預かったが、意見も述べずに回収された。
	公立以外	1	啓林館	H26.11	中・数学	非常勤講師 (同)	無	
	名張市	1	数研出版	H26.7	中・数学	中学校教諭 (同)	無	
	伊賀市	1	数研出版	H26.11	中・数学	中学校教諭 (同)	無	
	四日市市	1	数研出版	H26.12	中・数学	中学校教諭 (同)	無	
	いなべ市	1	数研出版	H26.12	中・数学	中学校教諭 (同)	無	
②申請本を教員等に閲覧させた上で意見聴取等の対価を支払った事案	松阪市	2	光村図書出版	H26.8	中・国語	中学校教諭 (中学校教頭)	無	
			光村図書出版	H21.7	小・国語	小学校校長 (同)	無	

今回（1月28日）文部科学省から情報提供のあった12名中、調査の必要なしとされている者（氏名不明等）を除いた9名について、関係の7市教育委員会等に調査を依頼しました。

調査を行った9名のうちの1名については、対価を伴わず、申請本を閲覧せず意見も述べていないため、文部科学省及び教科書発行者に確認の上、本県の該当者数から除外されています。

前回（12月7日）文部科学省から情報提供のあった三省堂関係の該当者2名（四日市市）をあわせて、本県の該当者は計10名（類型①「対価を伴わず、申請本を教員等に閲覧させて意見を聴取した事案」6名、類型②「申請本を教員等に閲覧させた上で意見聴取等の対価を支払った事案」4名）でした。

なお、類型②「申請本を教員等に閲覧させた上で意見聴取等の対価を支払った事案」の4名は、すでに返金しております。